市町村議会で議決した意見書等（令和２年９月）

令和2年9月30日現在

No.	市町村名	件名	議決年月日	頁
1	二　戸　市	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	R2.9.24	1
2	二　戸　市	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	R2.9.24	2
3	二　戸　市	「少人数学級」の実現を求める意見書	R2.9.24	3
4	陸前高田市	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	R2.9.25	4
5	陸前高田市	新型コロナウイルス感染拡大下における季節性インフルエンザの流行に備えた体制整備を求める意見書	R2.9.25	5
6	北　上　市	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	R2.9.29	6

市町村議会名	意見書の内容
二　戸　市	【議決年月日】令和２年９月 24 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　内閣官房長官 総務大臣　財務大臣　経済産業大臣　経済再生担当大臣 まち・ひと・しごと創生担当大臣 【件　　　名】新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書 新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。 地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。 よって、国においては、令和３年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。 記 1　地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。 2　地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。 3　令和２年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。 4　税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。 5　とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
二　戸　市	【議決年月日】令和２年９月 24 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　財務大臣　総務大臣 文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 新型コロナウイルス感染症対策として３月には全国で一斉臨時休業が行われました。また、４月以降再開されたものの、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けています。 学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。 義務教育費国庫負担制度については、平成１８年の「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。 よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。 記 １　計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
二　戸　市	【議決年月日】令和２年９月 24 日 【提　出　先】内閣総理大臣　財務大臣　文部科学大臣 【件　　　名】「少人数学級」の実現を求める意見書 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる小学校、中学校、高校の少人数学級」を実現するため、必要な措置を講ずるよう強く要望します。 ［理由］ 　コロナ禍の中で、子どもも学校も多くの不安と心配を抱えています。 　今、新型コロナウイルス感染防止対策で、学校教育の現場でも身体的距離の確保が重要です。しかし、40 人学級の教室では子どもたちの身体的距離がとれず、「密集状態」となっています。これを避けるためには 20 人前後の少人数学級にしなければなりません。もともと学校は一人一人の子どもとじっくり向き合い、悩みに耳を傾け、個別の指導をすることが大切であり、現場からは 40 人学級でなく少人数学級実現の要望が強く出されております。日本教育学会は以前から 20 人前後の少人数学級が望ましいという見解を示していましたが、コロナ禍で十分な教育を保障するために教員を 10 万人増やすことと抜本的に教育予算の増額を提案しています。 　７月３日には、全国知事会・全国市長会・全国町村会は連名で政府に「少人数編成を可能とする教員の確保」を要望しています。また、７月 17 日に閣議決定された「骨太方針 2020」でも「少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備」の検討を提起しています。 　来年度予算編成にあたって、少人数学級に踏み出す予算措置を実現することが、教育関係者の強い要望になっています。こうした状況を踏まえて、次の措置を講ずることを強く求めます。 ［要望事項］ 　「安心・安全で、ゆきとどいた教育実現につながる小学校、中学校、高校の少人数学級」を速やかに実現するため、必要な措置を講ずること。 　上記のとおり地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
陸前高田市	【議決年月日】令和２年９月 25 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　財務大臣　総務大臣 経済産業大臣　内閣官房長官　まち・ひと・しごと創生担当大臣 経済再生担当大臣 【件　　　名】新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書 新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避け難くなっている。 地方自治体では、医療・介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。また、自然災害等により被災した地域では、その復旧、復興途上でのコロナ禍により更なる打撃を受けていることもあり、安定した財源措置が必要となっている。 よって、国においては、令和３年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。 記 １　地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。 ２　地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。 ３　令和２年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。 ４　税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。 ５　とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
陸前高田市	【議決年月日】令和２年９月 25 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　財務大臣　総務大臣　経済産業大臣　内閣官房長官　まち・ひと・しごと創生担当大臣　経済再生担当大臣 【件　　　名】新型コロナウイルス感染拡大下における季節性インフルエンザの流行に備えた体制整備を求める意見書 政府においては、外出自粛要請や「新しい生活様式」の周知、イベント等の収容人数制限などの対策を行ってきたところであるが、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が連日報道されるなど、いまだ収束が見えない状況の中、季節性インフルエンザが流行する季節に移り変わろうとしている。例年、季節性インフルエンザの流行時期には多数の発熱患者が発生しており、特にも今年の冬は新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念される。 季節性インフルエンザにおいては、ワクチンを接種することで重症化を予防する効果があるとされており、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大している本年においては、ワクチンの接種希望者がこれまでより急激に増大することが予想される。 また、令和２年９月４日付け事務連絡として、厚生労働省より都道府県に発出された「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」の中で、発熱症状のある患者の受診方法変更に伴う体制整備に係る基本的な方向性が示されたが、医療機関においては、発熱症状のある患者からの受診相談の対応や医療需要が急増するものと思料される。さらに、季節性インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の発症段階における症状は似ていることから、診断が困難であり、医療体制が脆弱な地方においては、十分な感染予防策を講じ、常時の診療を継続することは困難を極めるため、医療崩壊を引起し兼ねない状況である。 ついては、国において、引き続き地方公共団体と連携・協力し、医療提供体制の確保・充実を図るため、次の事項について早急に取り組まれるよう強く要望する。 記 １　インフルエンザワクチン接種希望者が漏れなく接種できるよう国においてワクチンの安定供給を図ること。また、ワクチンの供給地域が偏らないよう配慮すること。 ２　地域住民に最も身近な一次医療圏の医療体制整備と公的医療機関の拡充を行うこと。また、地方における医師及び医療従事者の確保について、実効性のある制度や方針を進めること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】令和２年９月 29 日 【提　出　先】内閣総理大臣　内閣官房長官　総務大臣　財務大臣 経済産業大臣　経済再生担当大臣　まち・ひと・しごと創生担当大臣 【件　　　名】新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書 新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面しています。地域経済にも大きな影響が及んでいる中、地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政はこれまでにない厳しい状況に陥ることが予想されます。 よって、国においては、令和３年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望します。 記 １　地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。 ２　地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。 ３　令和２年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。 ４　税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。 ５　とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。